平成２１年（フ）第３５２８号
愛知県北名古屋市加島新田南田面206番地２、開始決定時の住所名古屋市千種区東明町７丁目13番地の１　ソフィア東山フォレストアリーナ1403号
破産者　日置　信四
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５４９号
大阪府八尾市曙町３丁目123番地　フラワリータウン志紀Ｃ－205号、前住所大阪府八尾市八尾木５丁目１番地の３
破産者　山口　芳春
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２５号
堺市堺区三条通４番21号
破産者　古川　隆雄
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６９２号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁385番地２、開始決定時の住所堺市北区百舌鳥赤畑町３丁136番地２　グランドメゾンもず907
破産者　香林裕実子
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
堺市北区中百舌鳥町５丁798番地１　和田ビル304号、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁35番地11
破産者　吉田こと　吉田　幸次
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
神戸市須磨区高倉町２丁目１番24―403号
破産者　大橋　克惟
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１１号
神戸市須磨区戸政町３丁目４番６号
破産者　石原　静枝
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８０号
兵庫県尼崎市立花町１丁目18番23号
破産者　桝賀　政美
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５３号
兵庫県姫路市山田町多田1547―２、住民票上の住所兵庫県加西市北条町北条474番地の15
破産者　長濱　吉雅
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２３０号
広島県府中市本山町1729番地２、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島乙島3332番地９
破産者　原田　　潔
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
青森県五所川原市金木町嘉瀬雲雀野663番地３
破産者　一戸　愛子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２０年（フ）第１１４号
岩手県北上市和賀町岩崎新田神楽173番地
破産者　高橋　正一
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１９３号
長崎県佐世保市松瀬町1017番地１　松村アパート102
破産者　本間　昌治
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９号
京都府綾部市味方町舟ノ上９番地
破産者　安達　　明
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
和歌山市土入137番地の２、開始決定時の住所和歌山市和歌浦南２丁目２番26号
破産者　西中　澄子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１４号
和歌山県橋本市高野口町伏原385番地
破産者　嶋村　文子
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３３２号
和歌山市井辺197番地の27
破産者　土橋　一寛
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係